

入 札 説 明 書

(一 般 競 争 入 札)

契 約 名 称

「糸島リサーチパーク伐採業務委託」

令和 8 年 5 月 8 日

福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課

入札説明書目次

- ・ 入札説明書
- ・ 入札に関する注意事項
- ・ 「入札保証金・契約保証金」についての注意事項
- ・ 入札参加者心得

別紙 1 : 仕様書

別紙 2 : 契約書 (案)

様式 1 : 「糸島リサーチパーク伐採業務委託」に係る質問書

様式 2 : 入札参加申請書

様式 3 : 入札辞退届

様式 4 : 入札書

様式 5 : 委任状

様式 6 : 履行証明書

様式 7 : 誓約書

様式 8 : 課税事業者届出書

入札説明書

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。仕様書等に関して質問がある場合は、「糸島リサーチパーク伐採業務委託」に係る質問書（別添様式1）を令和8年5月14日（木曜日）午後3時までに電子メール又は書面（FAX可）にて、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 1 公告日 令和8年5月8日（金曜日）
- 2 競争入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称
糸島リサーチパーク伐採業務委託
 - (2) 契約内容及び特質等
別添仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
 - (4) 納入場所
福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課
- 3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

土木一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（平成28年3月告示第219号）に定める資格を得ている者（令和8年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）登載者）。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。）

令和8年5月8日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

 - (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
 - (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
 - (5) 入札参加資格者名簿において、土木一式工事の業者等級別格付が「B」又は「C」であること。

- 5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課土地対策班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号：092-643-3213 F A X：092-643-3161
メール：tochi@pref.fukuoka.lg.jp
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否
要（別紙様式）
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。
- 10 入札参加申請書の提出
入札参加を希望する方は、入札参加申請書（別添様式2）を令和8年5月14日（木曜日）午後5時までに5の部局に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。
- 11 入札参加資格の確認結果の通知
入札参加資格の有無は令和8年5月15日（金曜日）までに電子メールにより通知する。
- 12 入札の日時、場所及び入札書の提出方法
 - （1）日時
令和8年5月20日（水曜日）午前12時
 - （2）場所
福岡県市町村・地域振興部会議室（県庁行政棟10階南棟西側）
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
 - （3）入札書の提出方法
入札書（別添様式4）を直接持参すること。
なお、代理人が入札に参加する場合は委任状の提出が必要である。
 - （4）注意事項
 - ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式4）を直接持参により提出しなければならない。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- エ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を提出しなければならない。
- オ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期、又はこれを中止する。

13 入札保証金の納付等期日

- (1) 現金（小切手の場合は銀行が振出又は支払保証したものに限り）により納付する場合
令和8年5月19日（火曜日）午後1時～午後3時
※あらかじめ連絡の上、5の部局に直接持参すること。
- (2) 入札保証保険契約書又は履行証明書による場合
令和8年5月20日（水曜日）午前12時
※郵送の場合、令和8年5月19日（火曜日）午後5時00分必着
(2)の場合、封筒に入れて密封し、氏名等及び「 月 日開封<糸島リサーチパーク伐採業務委託>入札保証保険契約書在中」又は「 月 日開封<糸島リサーチパーク伐採業務委託>履行証明書在中」と朱書きして提出すること。

14 開札

- (1) 日時及び場所
入札終了後直ちに、12の(2)の場所において行う。
- (2) 開札に立ち会うことを認められる者
開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) その他
開札場には、開札時刻以降に入場することができない。
- (4) 落札者がいない場合
開札をした結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、再度の入札を直ちにその場で行う。

～ 入札に関する注意事項 ～

○入札説明会は行いませんので、入札説明書の熟読をお願いします。

○入札参加申請書の提出

入札参加申請書の提出がない場合は、入札に参加できません。入札参加を希望する方は、入札参加申請書（別添様式2）を令和8年5月14日（木曜日）午後5時までに福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課土地対策班に直接又は郵送により提出してください。

○入札等に関する質問及び回答について

質問は、「糸島リサーチパーク伐採業務委託」に係る質問書（別添様式1）を令和8年5月14日（木曜日）午後3時までに福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課土地対策班へ電子メール又は書面（FAX可）で行ってください。ただし、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でもかまいません。

回答は、令和8年5月15日（金曜日）に電子メールで行います。

○入札書の提出方法について

提出方法については、入札の場所に直接持参してください。その他の方法は認められません。

○入札書の書き方について

- ・入札書の記名は、入札書の提出と同時に委任状（別添様式5）が提出されているときは、委任された人の名前になります。

入札書を提出した日までに委任状（別添様式5）を提出していない場合は、本県に登録されている代表者（又は委任を受けて登録されている支店長等）の名前となります。

- ・¥マークの横の入札金額、記名がない場合は無効となります。
- ・金額の訂正はできませんので、数字の書き間違いに御注意ください。
金額は税抜きとなります。

○入札保証金について

- ・現金（小切手の場合は、銀行振り出し又は支払保証したものに限り。）により納付する場合は、受け入れの準備が必要なため、事前に福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課土地対策班に御連絡いただいた上で、令和8年5月19日（火曜日）の午後1時から午後3時の間に持参してください。
- ・保証保険契約書又は履行証明書（別添様式6）により納付する場合は、開札日に持参される方は、受付にて御提出ください。

○開札について

- ・開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は委任状（別添様式5）が必要です。
- ・当日は名刺を持参し、受付にて提出してください。本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

○再度入札について

- ・1回目の入札で落札者がいなかった場合、入札参加者全員の同意が得られれば、その場で2回目の入札を行います。なるべくその準備の方もお願いします。
もしその場で全員の同意が得られない場合は、数日後に改めて2回目の入札を行います。
- ・ただし、1回目の入札を提出した方だけが2回目の入札に参加できますので御注意ください。

「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

(熟読をお願いします。)

- 入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（若しくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① **入札保証金を納める。**（金額は入札しようとする金額の税込み金額の5%以上）
この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課土地対策班にてお配りします。

入札保証金はできるだけ指定の納付日に納付されるようお願いします。

② **入札保証保険に入ってその証書を提出する。**（金額は入札しようとする金額の税込み金額の5%以上）

保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

③ **履行証明書を提出する。**（別添様式6）

これは、「過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明書は、過去2年間のもの2件が必要です。

また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の20%を超える同種の契約をいいます。

（例：100万円が入札金額の場合、税込み金額が110万円になりますので、その20%を超えるということで22万円を超える契約実績、具体的には220,001円以上の契約実績が2件分必要ということです。ただし、合計ではなくてそれぞれの契約実績が22万円を超えるということになります。）

入札説明書の様式7に様式を提示していますが、同等の記載内容及び履行を証明する発注者の印があれば、様式に関わらず証明書として認めます。

契約書の写しでは不可となりますので御注意ください。（契約書では履行が完了したことを確認できないため。）

※ 落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 履行証明	20%	20%

また、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案その他本入札のために本県から受領した資料をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書替えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - (9) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、別紙様式の委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第1回で落札者が決定しない場合で、県において必要があると認めるときは、直ちに再度の入札を行うことがあること。このとき第2回の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて

て協力すること。

14 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

糸島リサーチパーク伐採業務 仕様書

1 業務概要

福岡県が所有する糸島リサーチパーク（2期区域）の適切な維持管理のため、林縁部における伐木竹・除草等（残さの収集、搬出、処分を含む。）を行う。

2 業務対象地

福岡県糸島市東に位置する糸島リサーチパーク用地（2期区域）のうち、林縁部の一部（県有地）とする。※詳細は、別添の位置図を参照のこと。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

（1）計画・準備

契約締結後速やかに、伐採の範囲及び実施時期を発注側担当者と協議の上決定すること。

（2）伐採の実施

ア 伐木竹・除草

- ・糸島市道篠原長糸線に面する林縁部（年3回、700㎡程度）

糸島市道篠原長糸線における車両の通行安全性を確保する上で支障となる木竹の伐採及び除草を行うこと。

- ・農地に隣接した南西側林縁部（年1回、350㎡程度）

県有地の境界に面する法面の木竹の伐採及び除草を行うこと。

- ・東側道路2期区域側林縁部（年1回、300㎡程度）

県有地の境界に面する法面の木竹の伐採及び除草を行うこと。

- ・道路側、農地側の共通留意事項

上記2に示す位置図の範囲外に生育する木竹であっても、当該木竹の成長により道路上や農地に隣接する水路上に覆い被さるなど、道路の通行や農地利用（水路の利用や農作物の日当たり等）に影響が生じるおそれがあるものについては、範囲内の木竹と同様に伐採すること。このほか、業務の実施に際しては、道路上や民有地（農地）に木竹、草等が落下しないよう留意すること。

イ 残さ（木竹、草等）の収集・搬出・処分

上記アにおいて発生する木竹、草等の残さは、収集の上、県有地外に搬出し、廃棄物として処分すること。

（3）業務実施報告書の提出

業務実施後、次の書類を各2部提出すること。

- ・（2）の各項に係る履行状況写真
- ・（2）の各項に係る出来形図
- ・（2）のイに係る廃棄物処分の履行を証する書類（処分量が記載されたもの）

（4）打合せ協議

伐採の実施前、実施後の計2回を基本とし、その他、発注側担当者の求めに応じて適宜実施すること。

5 その他

事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、福岡県と十分に協

議の上、進めていくこと。

事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、福岡県に報告すること。

糸島リサーチパーク伐採業務委託 仕様書

契約方法		工 期	自 契約締結の日 至 令和9年3月31日	費 目
------	--	-----	-------------------------	-----

概 要	工事長① 伐採工① 工事長② 伐採工② 工事長③ 伐採工③	L= A= L= A= L= A=	100 m 700 m ² 300 m 350 m ² 300 m 300 m ²	うち、指定区画 うち、指定区画 うち、指定区画	※工期中に3回
--------	----------------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	---------

実施箇所名	糸島 郡 (市) 東
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------

業務委託名	糸島リサーチパーク伐採業務委託
-------	-----------------

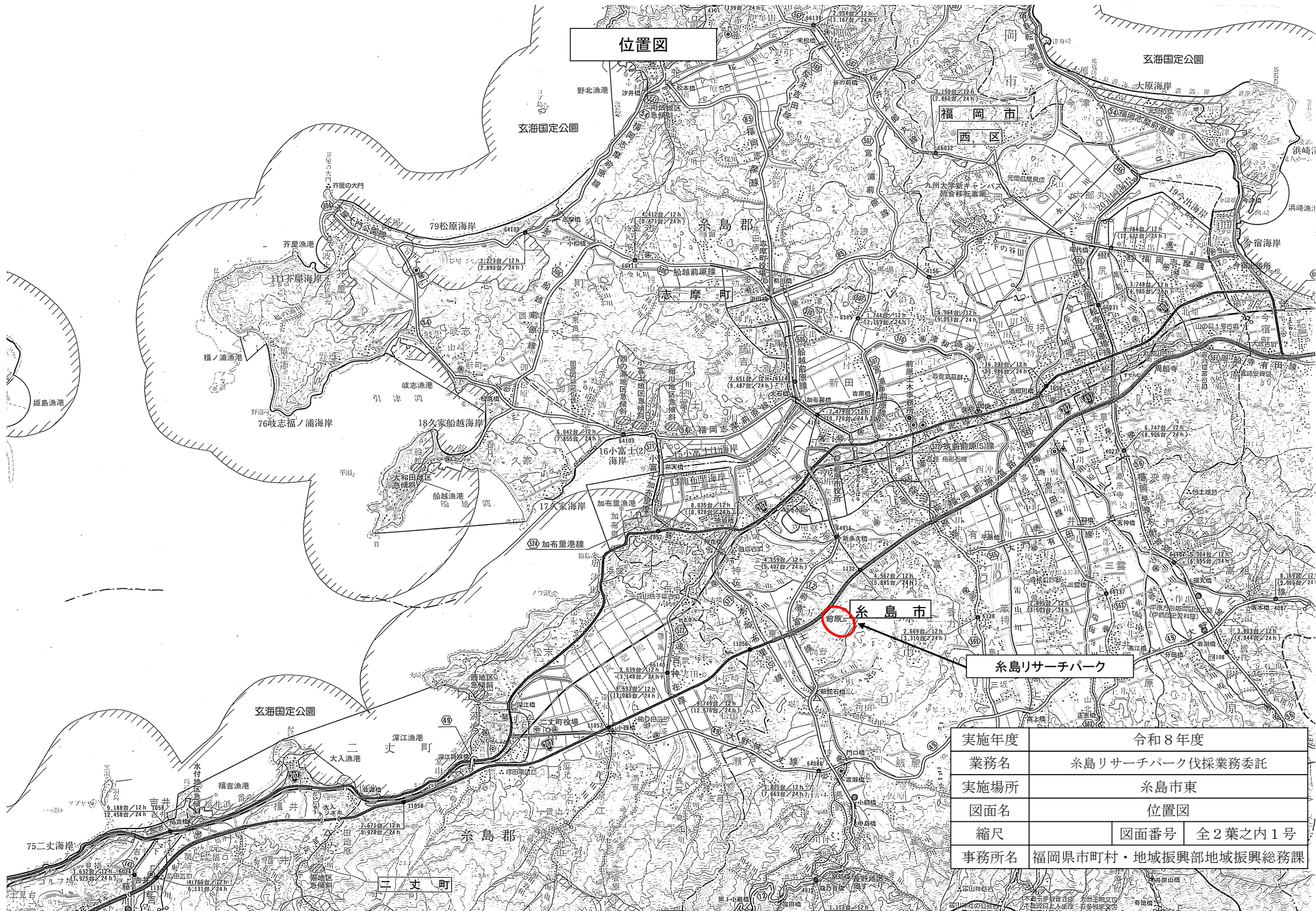
合 計	金	円也	内 訳	工 事 価 格 円也 消 費 税 相 当 額 円也
--------	---	----	--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

内 訳 書

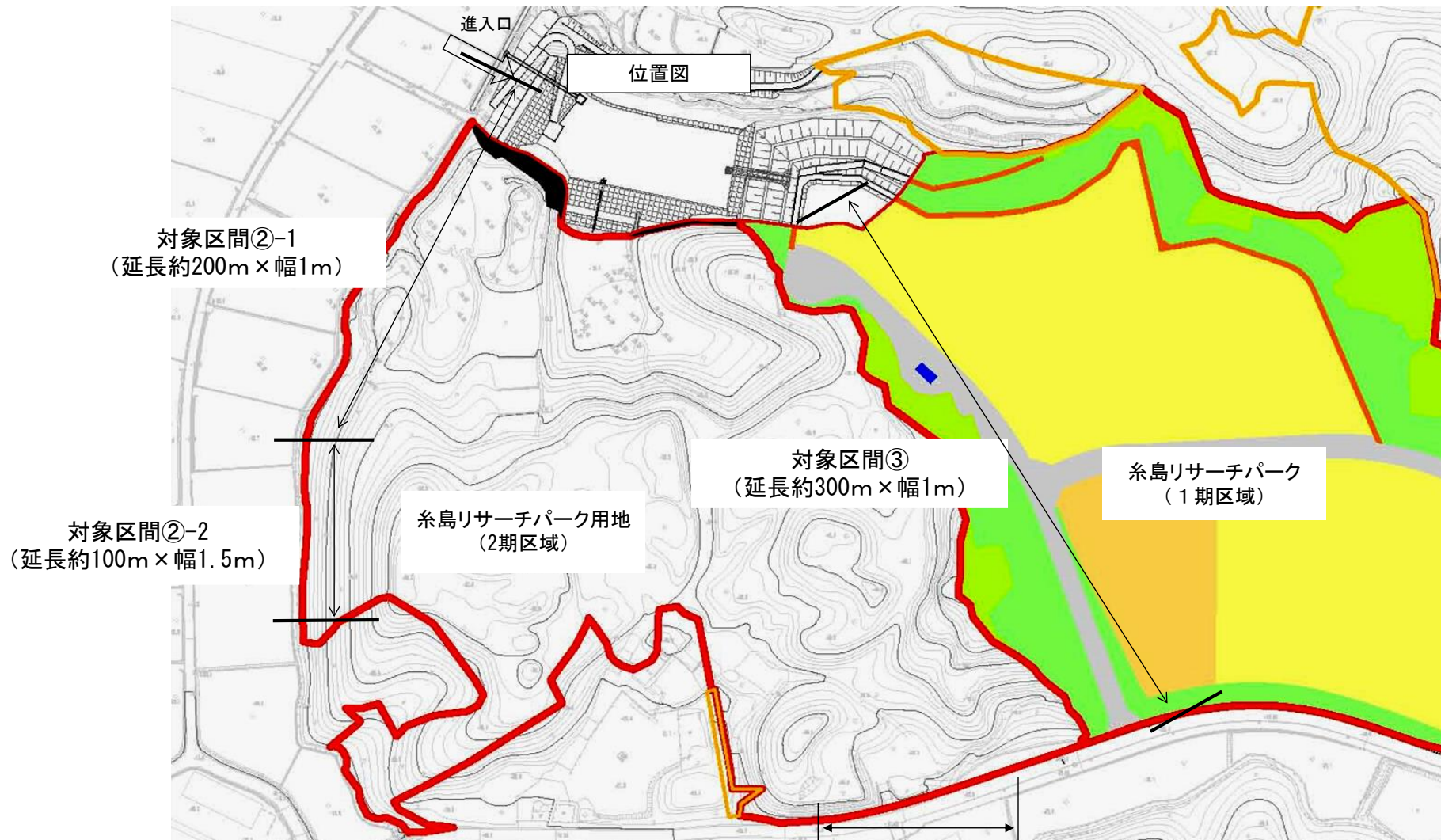
種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
①直接工事費（南側道路法面700㎡×3回(延長100m)）	3	式				
伐木竹・除草	2100	m2				
集積・積込	2100	m2				
運搬(ダンプトラック)	1	式				
処分費	3	式				
交通誘導員	6	人				
小 計						
②直接工事費(西側法面350㎡(延長300m×幅1～1.5m)	1	式				
伐木竹・除草	350	m2				
集積・積込	350	m2				
運搬(ダンプトラック)	1	式				
処分費	2	式				
小 計						

内 訳 書

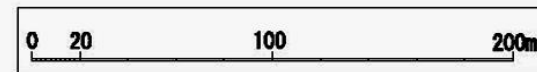
種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
純工事費	1	式				
共通仮設費	1	式				
工事原価	1	式				
現場管理費	1	式				
工事価格						
一般管理費						
合計						
消費税						



実施年度	令和8年度		
業務名	糸島リサーチパーク伐採業務委託		
実施場所	糸島市東		
図面名	位置図		
縮尺	図面番号	全2葉之内1号	
事務所名	福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課		



実施年度	令和 8 年度	
業務名	糸島リサーチパーク伐採業務委託	
実施場所	糸島市東	
図面名	位置図	
縮尺	図面番号	全 2 葉之内 2 号
事務所名	福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課	



糸島リサーチパーク伐採業務委託契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者」という。）とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は、糸島リサーチパーク伐採業務（以下「業務」という。）とする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料は、金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条●号により減免できる場合のほかこれを徴する。

（業務実施計画書）

第5条 受注者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

（法令等の遵守）

第6条 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなければならない。

（秘密保持）

第7条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、また本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与並びに使用させてはならない。

（個人情報の保護）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（業務実施の確認）

第9条 受注者は、業務実施後、業務実施報告書を作成の上、直ちに発注者に報告し、発注者の検査を受け、発注者による業務の履行確認を受けなければならない。

2 修正が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと修正を行うものとし、その費用については全て受注者の負担とする。

（委託料の支払）

第10条 受注者は、委託業務を完了し発注者の検査を受け、発注者による業務の履行確認を受けたときは、発注者が指定する請求書により発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、受注者に委託料を支払うものとする。

3 受注者は、委託業務の完了前に、出来形部分に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、原則として工期中に1回とする。

4 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

5 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

6 受注者は、第5項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第3項の委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第3項の委託料相当額} \times 9 / 10$$

(損害賠償)

第11条 受注者は、本業務中または作業後といえども発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 この場合、受注者は発注者の責任による損害を除き、生じた事故に対し一切の責任を負い、損害賠償等についても受注者の責任において解決するものとする。

(危険負担)

第12条 本業務中または作業後に対象地に滅失又は損害が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなけ

れば契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、業務完了時から3か月以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第14条 発注者は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等とともに業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者への通知をもって仕様書を変更することができる。

(事情変更による委託料の変更)

第15条 発注者又は受注者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額について、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除

することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。

二 受注者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

三 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 第25条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

九 第25条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

十 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。
(暴力団排除)

第18条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴

力的組織」という。)であるとき。

二 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条 受注者は、第14条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由による

ものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(再委託の禁止)

第 23 条 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(遅滞損害金)

第 24 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年 3 パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 25 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第 26 条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第 27 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者

福岡県

代表者

福岡県知事 服部 誠太郎

受注者

住所

氏名

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、発注者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受注者は発注者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受注者は、上記のほか、発注者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 受注者は、第1項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

(調査)

第15 発注者は、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を

することができるものとする。

(指示及び報告)

第16 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、発注者に報告するものとする。

(運搬)

第18 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

「糸島リサーチパーク伐採業務委託」に係る質問書

質問日： 年 月 日

会社名		
質問者 (連絡先)	氏名	TEL :
	部署	FAX :
		E-mail :
件名		
入札説明書 項目		
質問内容		

※質問内容が複数ある場合は、項目ごとに用紙を分けて作成してください。

※提出方法は入札説明書等を参照ください。

福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課 土地対策班

住所：福岡市博多区東公園 7 番 7 号

E-mail：tochi@pref.fukuoka.lg.jp

電話番号：092-643-3213

Fax 番号：092-643-3161

入札参加申請書

福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課長 殿

事業者住所
事業者名
※1

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	糸島リサーチパーク伐採業務委託
申請者の登録業種	土木一式工事
申請者の入札参加資格における格付け※2	
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号)に 基づく更正手続開始の申立て又は民事再生 法(平成11年法律第225号)に基づく再 生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間 中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・入札保証保険契約・履行証明書 その他()

※1 代理人に委任を行っている場合は、代理人名・住所となります。

※2 県HPの一般競争入札公告に記載されています。

担当者

氏名	
電話番号	
FAX番号 (入札参加確認通知書送付先)	
メールアドレス	

様式3

入 札 辞 退 届

件名

「糸島リサーチパーク伐採業務委託」に係る入札

上記入札において、都合により辞退します。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

福 岡 県 知 事 殿

様式4

入札書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏 名

(入札人)

¥

ただし、「糸島リサーチパーク伐採業務委託」として。

- 1 福岡県財務規則を遵守し、入札します。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行っていません。

(注) 金額欄は、契約希望金額に110分の100を乗じて得た額（1円未満切捨て）を記入すること。

委任状

年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者) 住所(所在地)
会社名
代表者氏名

(署名または記名押印)

下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者) 氏名 _____

委任事項

- ・糸島リサーチパーク伐採業務委託に関する以下の事務
 - 1 入札及び見積に関する事務
 - 2 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

履行証明書

契約年月日	契約金額	契約の名称	契約期間	履行確認日
			～	
			～	

注 過去2年以内に完成したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

請負人住所

商号又は名称

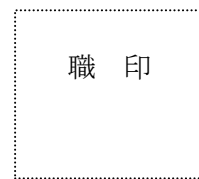
代表者名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

証 明 者 名

職 印



誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合は、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 糸島リサーチパーク伐採業務委託に係る契約書第18条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にて御確認ください。

暴力団排除条項第 1 項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第 1 項第 3 号及び第 4 号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続きや契約解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第 1 項第 8 号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

〈契約書抜粋（暴力団排除条項）〉

（暴力団排除条項）

第 18 条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第 2 項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

課 税
免 税 事業者届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏 名

下記の期間については、消費税法の 課税事業者 (同法第9条第1項本文の規定
免税事業者
により、消費税を納める義務 免除される事業者でない) となる予定であるので、
免除されている

その旨届け出ます。

記

課 税	期間	年	月	日
非課税		年	月	日